

昭和二十五年法律第百四十四号

生活保護法

目次

| | | |
|----------------------------------|--|-----------------------------------|
| 第一回 総則（第一条—第六条） | 第二回 保護の原則（第七条—第六条） | 第三回 保護の種類及び範囲（第十一条—第十九条） |
| 第四回 保護の機関及び実施（第十九条—第二十一条） | 第五回 保護の方法（第三十条—第三十七条） | 第六回 保護施設（第三十八条—第四十八条） |
| 第七回 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条—第五十五条） | 第八回 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金（第五十五条の四—第五十五条の六） | 第九回 被保護者就労支援事業等（第五十五条の七—第五十五条の十一） |
| 第十回 被保護者の権利及び義務（第五十六条） | 第十五回 不服申立て（第六十四条—第六十九条） | 第十二回 費用（第七十条—第八十条） |
| 附則 | 第十三回 雑則（第八十条の二—第八十七条） | 第十四回 第一章 総則（この法律の目的） |

| | |
|--|--|
| 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。 | 3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。 |
| （この法律の解釈及び運用） | （この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けているといらないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。） |
| 第五回 前四条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。（用語の定義） | この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといらないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。 |
| 第六回 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。 | この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといらないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。 |
| 第七回 一 生活扶助 二 教育扶助 三 住宅扶助 四 医療扶助 五 介護扶助 六 出産扶助 七 生業扶助 八 葬祭扶助 | （種類） |

| | |
|---|--|
| 第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。 （世帯単位の原則） | 第十二条 保険扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第百十五号の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。 |
| （介護扶助） | （介護扶助） |
| 第十三条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。 （教育扶助） | （介護扶助） |
| 第十四条 一 義務教育に伴つて必要な通学用品 二 義務教育に伴つて必要な通学用品 三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの | （介護扶助） |
| （住宅扶助） | （介護扶助） |
| 第十五条 一 住居 二 術修その他の住宅の維持のために必要なもの（医療扶助） | （介護扶助） |
| （病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護） | （介護扶助） |
| 第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違に考慮して、有効且つ適切に行うものとする。 | （介護扶助） |

同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随时対応型訪問介護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための当該要介護者が利用するための内容等を定める計画をいう。

4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防短期入所生活介護、ハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者介護者が介護予防その他の身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活に

における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者のうち同法第八条の二第十六条項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第一百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

（出産扶助）

第十六条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 分べんの介助
- 二 分べん前及び分べん後の処置
- 三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

（生業扶助）

第十七条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長するとのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 檢査
- 二 死体の運搬
- 三 火葬又は埋葬
- 四 納骨その他葬祭のために必要なもの

一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がないとき。

二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

第四章 保護の機関及び実施（実施機関）

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対する（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対する決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護者は、前項の規定にかかるらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人的家庭に養護を委託した場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対する保護を行ふべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

4 前三項の規定により保護を行ふべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管轄域内に於ける行政庁に限り、委任することができる。

5 保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより、他の保護の実施機関に委託して行うことを妨げない。

6 福祉事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」という。）は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。

7 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、次に掲げる事項を行ふものとする。

一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。

二 第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取った場合において、これを保護の実施機関に送付すること。

三 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、被保護者等に対しても保護金品を交付すること。

四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行うこと。

（職権の委任）

第二十条 都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政府に委任することができる。

（補助機関）

第二十一条 社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする。

（民生委員の協力）

（事務監査）

第二十二条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十九号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

第二十三条 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

2 前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3 第一項の規定により指定すべき職員の資格については、政令で定める。

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しな

機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に對し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行ふものとする。

（行政手続法の適用除外）

第二十九条の二 この章の規定による处分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第五章 保護の方法

（生活扶助の方法）

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達成したいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援施設（社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当する都道府県知事が認めたものをいふ。第六十二条第一項及び第七十条第一号に

おいて同じ。)若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わぬ場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。

第三十一条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設（同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人保健施設（同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたもののを含む。）において施設介護（第十五条の一第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するためには必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5 前条第一項ただし書の規定により生活扶助を行ふ場合の保護金品は、被保護者又は施設の長が、必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付す

若しくは養護の委託を受けた者に對して交付するものとする。

(教育扶助の方法)

第三十二条 教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他の保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に對して交付するものとする。

(住宅扶助の方法)

第三十三条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3 第三十一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に對して交付するものとする。

(医療扶助の方法)

第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他の保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という。)にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。(以下この項において同じ。)を使用することがができる。

るに認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 被保護者は、第二項に規定する医療の給付のうち、指定医療機関に委託して行うものを受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定医療機関から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、医療扶助を受給する被保護者であるとの確認を受けるものとする。

6 前項の「電子資格確認」とは、被保護者が、保護の実施機関に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保護者の医療扶助の受給資格に係る情報（医療の給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保護の実施機関から回答を受けて当該情報を医療の給付を受ける医療機関に提供し、当該医療機関から医療扶助を受給する被保護者であるとの確認を受けることをいう。

7 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び第四項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

8 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対する交付するものとする。

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないときは、金銭給付によつて行うことができる。

前項に規定する現物給付のうち、居宅介護をい

(第十五条の二)第二項に規定する居宅介護をい

う。以下同じ)、福祉用具の給付、施設介護、

介護予防(同条第五項に規定する介護予防をい

う。以下同じ)、介護予防福祉用具及び介護予

防・日常生活支援(同条第七項に規定する介護

予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第

一項において同じ)の給付は、介護機関(そ

の事業として居宅介護を行う者及びその事業と

して居宅介護支援計画(第五十五条の二)第三項に

規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条

の二第一項及び別表第二において同じ)を作

成する者、その事業として介護保険法第八条第

十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者

(第五十四条の二)第一項及び別表第二において

「特定福祉用具販売事業者」という)、地域密

着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介

護老人保健施設及び介護療養院、その事業とし

て介護予防を行う者及びその事業として介護予

防支援計画(第五十五条の二)第六項に規定する介

護予防支援計画をいう。第五十四条の二)第一項

及び別表第二において同じ)を作成する者、

その事業として同法第八条の二)第十一項に規定

する特定介護予防福祉用具販売を行う者(第五

四条の二)第一項及び別表第二において「特定

介護予防福祉用具販売事業者」という)並び

に介護予防・日常生活支援事業者(その事業とし

て同法第一百五十五条の四十五第一項第一号に規

定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ)をい

う。以下同じ)であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む)にこれを委託して行うものとする。

前項第七項及び第八項の規定は、介護扶助について準用する。

(出産扶助の方法)

出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないときは、金銭給付によつて行うことができる。

の他保護の目的を達するために必要があるとき

は、現物給付によつて行うことができる。

前項ただし書に規定する現物給付のうち、利

きないとき、これによることが適当でないとき、その

他の保護の目的を達するために必要があるとき

は、現物給付によつて行うことができる。

扶助について準用する。

(生業扶助の方法)

生業扶助は、金銭給付によつて行う

るものとする。但し、これによることができない

とき、これによることが適当でないとき、その

他保護の目的を達するために必要があるとき

は、現物給付によつて行うことができる。

前項但書に規定する現物給付のうち、就労の

ために必要な施設の供用及び生業に必要な技能

の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とする

その他の施設を利用させ、又はこれらの施設に

これを委託して行うものとする。

前項但書に規定する現物給付のうち、就労の

ために必要な施設の供用及び生業に必要な技能

の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とする

その他の施設を利用させ、又はこれらの施設に

これを委託して行うものとする。

前項但書に規定する現物給付のうち、就労の

ために必要な施設の供用及び生業に必要な技能

の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とする

その他の施設を利用させ、又はこれらの施設に

これを委託して行うものとする。

前項但書に規定する現物給付のうち、就労の

ために必要な施設の供用及び生業に必要な技能

の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とする

その他の被保護者(教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下の条において同じ)が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定めた助産師に委託して行うものとする。

第三十四条第七項及び第八項の規定は、出産

扶助について準用する。

(葬祭扶助の方法)

葬祭扶助は、金銭給付によつて行う

ものとする。但し、これによることができない

とき、これによることが適当でないとき、その

他保護の目的を達するために必要があるとき

は、現物給付によつて行うことができる。

前項但書に規定する現物給付のうち、就労の

ために必要な施設の供用及び生業に必要な技能

の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とする

その他の施設を利用させ、又はこれらの施設に

これを委託して行うものとする。

前項但書に規定する現物給付のうち、就労の

ために必要な施設の供用及び生業に必要な技能

の授与は、現物給付によつて行うことができる。

前項ただし書に規定する現物給付のうち、利

きないとき、これによることが適當でないとき、その

他の保護の目的を達するために必要があるとき

は、現物給付によつて行うことができる。

扶助について準用する。

(保護施設の種類)

保護施設の種類は、左の通りとする。

(種類)

保護施設の種類は、左の通りとする。

の保護施設に配置する職員及びその員数

にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下の条において同じ)が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定めた助産師に委託して行うものとする。

第三十四条第七項及び第八項の規定は、出産

扶助について準用する。

(保護施設の利用定員)

保護施設の利用定員は、第一項の基準を遵守し

なければならない。

の保護施設に配置する職員及びその員数

にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下の条において同じ)が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定めた助産師に委託して行うものとする。

第三十四条第七項及び第八項の規定は、出産

扶助について準用する。

(保護施設の基準)

保護施設の基準は、第一項の基準を遵守し

なければならない。

の保護施設に配置する職員及びその員数

にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下の条において同じ)が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定めた助産師に委託して行うものとする。

第三十四条第七項及び第八項の規定は、出産

扶助について準用する。

(保護施設の運営)

保護施設の運営は、第一項の基準を遵守し

なければならない。

の保護施設に配置する職員及びその員数

にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下の条において同じ)が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定めた助産師に委託して行うものとする。

第三十四条第七項及び第八項の規定は、出産

扶助について準用する。

(保護施設の運営)

保護施設の運営は、第一項の基準を遵守し

なければならない。

保護施設の運営は、第一項の基準を遵守し

なければならない。

保護施設の運営は、第一項の基準を遵守し

なければならない。

保護施設の運営は、第一項の基準を遵守し

なければならない。

保護施設の運営は、第一項の基準を遵守し

なければならない。

保護施設の運営は、第一項の基準を遵守し

なければならない。

保護施設の運営は、第一項の基準を遵守し

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五十号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

九 において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

二 前項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは、「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは、「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）
第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による

二 前項の更新の申請があつた場合において、同一の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

三 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

四 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定医療機関の義務）

第五十条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定め担当しなければならない。

二 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（指定の届出等）

第五十一条 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

第五十二条 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

二 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関の指定について准用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは、「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは、「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）
第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関する不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれららの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（診療方針及び診療報酬）

第五十三条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に對して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（療方針及び診療報酬）

第五十四条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

（介護機関の指定等）

第五十五条 都道府県知事は、國の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行ふ者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行ふ者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介

三 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに當つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定めた審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聽かなければならない。

四 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に關係する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができることに應ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれららの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（療方針及び診療報酬）

第五十三条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

（介護機関の指定等）

第五十五条 都道府県知事は、國の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行ふ者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行ふ者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介

護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。
2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第一の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その援事業者に係るものとみなされる。該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。

4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第一の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その援事業者に係るものとみなされる。該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。

第五十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものとみなされる。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものとみなされる。）について準用する。この場合において、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。以下この章において「指定介護機関」とあるのは、「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設）」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設）」とある。

に係るものと除く。」)と、同項第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)」に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同項第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前項第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る)について、第五十条、第五十一条の二、第五十一条(第二項第一号、第八号及び第十号を除く)、第五十二条から前項までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関(同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)に限る。)について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関(同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(同条第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたもののを含む。)に限る。以下この章において「指定介護機関」という。)」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護

機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（助産機関及び施術機関の指定等）

二 第五十条の二（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があったとき。

三 第五十一条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

四 第五十一条第二項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十条第九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。

四 第五十一条第二項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十条第九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

第八章 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金

（就労自立給付金の支給）

第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るために、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことの他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対し、厚生労働省令で定めることにより、就労自立給付金を支給する。

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。

（進学・就職準備給付金の支給）

第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対してして、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。

（被保護者就労支援事業）

第五十五条の六 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給する者（第六十九条において「支給機関」という。）は、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者に係る雇主（被保護者を雇用しようとする者を含む。）若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。（被保護者就労支援事業）

（被保護者就労支援事業）

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（第五十五条の十第一項第一号に規定する子どもの進路選択支援事業に該当するものを除く。以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。

2 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関する知識を得た秘密を漏らしてはならない。

（被保護者健康支援事業）

第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るために事業（以下「被保護者健康支援事業」という。）を実施するものとする。

2 保護の実施機関は、被保護者健康支援事業の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。

（被保護者就労支援事業）

第五十五条の九 厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病的動向その他被保護者の医療に関する情報を、厚生労働省令で定めるところにより、調査及び分析を行なう。（被保護者健康管理支援事業）

（被保護者就労支援事業）

第五十五条の十 保護の実施機関は、次に掲げる事業を実施することができる。

1 被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題について、訪問その他の適切な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下「子どもの進路選択支援事業」という。）

2 雇用による就業が著しく困難な被保護者に對し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う事業（以下「被保護者就労準備支援事業」という。）

3 被保護者に対する収入、支出その他家計の改善の状況を適切に把握すること及び家計の改善の対象となるべき被保護者に対する公課の免除の権利を差し押さえられることがない。（差押禁止）

第五十五条の十一 保護の実施機関は、被保護者対象事業（生活困窮者自立支援法第三条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業、同条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業又は同条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第二号に規定する部分に限る。））を実施する同法第四条第三項に規定する被保護者」という。）について、その氏名その他必要な事項を特定被保護者対象事業（生活困窮者自立支援法第三条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業、同条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業又は同条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第二号に規定する部分に限る。））を実施する同法第四条第三項に規定する都道府県等に通知することができる。

2 保護の実施機関は、前項の規定による通知を行つた場合は、その旨を当該通知に係る特定被保護者に速やかに通知するものとする。

3 保護の実施機関は、特定被保護者が特定被保護者対象事業を利用する場合においては、その利用の状況を把握するとともに、自ら当該特定被保護者の自立を助長するために必要な措置を講じなければならない。

（第十章 被保護者の権利及び義務）

第五十五条の十二 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることはできない。（公課禁止）

第五十五条の十三 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学・就職準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入學すると見込まれる者

二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者

として厚生労働省令で定める者

（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等）

三 前条第二項及び第三項の規定は、進学・就職準備給付金の支給について準用する。（報告）

二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者

として厚生労働省令で定める者

（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等）

三 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病的動向その他被保護者の医療に関する情報を、厚生労働省令で定めるところにより、調査及び分析を行なう。（被保護者健康管理支援事業）

（被保護者健康管理支援事業）

四 居住の安定を図るために支援が必要な被保

護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわ

たり、訪問による必要な情報の提供及び助言

その他の現在の居住において日常生活を営む

のに必要な便宜として厚生労働省令で定める

便宜を供与する事業（以下「被保護者地域居

住支援事業」という。）

（被保護者健康管理支援事業）

四 居住の安定を図るために支援が必要な被保

護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわ

たり、訪問による必要な情報の提供及び助言

その他の現在の居住において日常生活を営む

のに必要な便宜として厚生労働省令で定める

便宜を供与する事業（以下「被保護者地域居

住支援事業」という。）

（被保護者健康管理支援事業）

四 居住の安定を図るために支援が必要な被保

護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわ

たり、訪問による必要な情報の提供及び助言

その他の現在の居住において日常生活を営む

のに必要な便宜として厚生労働省令で定める

便宜を供与する事業（以下「被保護者地域居

住支援事業」という。）

（被保護者健康管理支援事業）

四 居住の安定を図るために支援が必要な被保

護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわ

たり、訪問による必要な情報の提供及び助言

その他の現在の居住において日常生活を営む

のに必要な便宜として厚生労働省令で定める

便宜を供与する事業（以下「被保護者地域居

住支援事業」という。）

（被保護者健康管理支援事業）

四 居住の安定を図るために支援が必要な被保

護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわ

たり、訪問による必要な情報の提供及び助言

その他の現在の居住において日常生活を営む

のに必要な便宜として厚生労働省令で定める

便宜を供与する事業（以下「被保護者地域居

住支援事業」という。）

（被保護者健康管理支援事業）

八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項、第五十四条第一項若しくは第八十条の三第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十七条 法人（法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科す。）

附 則 拷

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日以降の給付について適用する。
（生活保護法の廃止）

2 生活保護法（昭和二十一年法律第七十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。
（経過規定）

3 この法律の施行前においてされた保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。

4 この法律の施行前において、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七条の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とみなす。

5 この法律の施行前において、生活保護法施行令（昭和二十一年勅令第四百三十八号）第六条又は第七条の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

6 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（誤替規定）

四
少

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十一年五月一日以降の給付について適用する。
2 (生活保護法の廃止)
　生活保護法(昭和二十一年法律第十七号)以下「旧法」という。は、廃止する。
(経過規定)

3
4 この法律の施行前においてされた保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。
この法律の施行前において、都道府県の設置

した保護施設及び旧法第七条の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可され

6 た保護施設とみなす。

又は第七条の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

7 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(読替規定)

8
他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

9 (国の無利子貸付け等)

国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第七十四条第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び附則第十二項から第十四項までにおいて同じ。）に対し、第七十五条第三項の規定により国がその費用について補助することができる保護施設の修理、改造又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十五条第三項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合は、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

10 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

11 前項に定めるもののほか、附則第九項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

12 国は、附則第九項の規定により都道府県に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 都道府県が、附則第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十項及び第十一項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものみなす。

14 第七十九条の規定は、附則第九項の規定により國が都道府県に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同条中「補助金又は負担金の交付を受けた保護施設」とあるのは、「貸付金の貸付けを受けた保護施設」と、「交付した補助金又は負担金」とあるのは「貸し付けた貸付金」と、同条第一号中「補助金又は負担金の交付条件」とあるのは「貸付金の貸付条件」と、同条第二号中「補助金又は負担金の交付」とあるのは「貸付金の貸付け」と読み替えるものとする。
（介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）

15 第三十三条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護に限る。以下同じ。）を介護老人福祉施設に委託して行つている場合は、当該介護老人福祉施設が入所員員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となつた場合においても、当該被保護者に対する介護扶助を当該地域密着型介護老人福祉施設に継続して委託して行つている間は、その者に対する保護を行なうべき者については、その者に係る委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

（日常生活支援住居施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）

16 この法律中第七条の改正に関する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、他の部分は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年五月一日法律第一一八二号）抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年四月一日法律第一一六号）抄
(施行期日)
1 この法律中第七条の改正に関する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、及び第四十五条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 第八十三条の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。

3 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

附 則（昭和二七年六月三〇日法律第二一九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月一四日法律第三〇五号）抄

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六条及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和二八年三月二三日法律第二一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二一三号）抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

3 この法律施行の際、従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

附 則（昭和二九年三月三一日法律第二八号）抄

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への指揮監督権限を有する機関の長は、この法律の適用については、福

第二十二条 新生活保護法第五十四条の二第一項の規定によりなほ從前の例によることとの指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）」とあるのは、「第十八条第一項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは身体障害者福祉法第八十条第三項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第十五条の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居している者若しくは同法第十六条第一項第二号」と、「に対する」とあるのは、「若しくは共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」と、「施設設に引き続き入所して」とあるのは、「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」とする。

前項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に、同項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるよう規定された附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（附則第五十二条第一項に規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、障害者支援施設とみなして、新法第八十四条の三の規定を適用する。（罰則の適用に関する経過措置）

第一百二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

| | |
|--|---|
| 第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日 | 二 略 |
| 三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第三条第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間ににおいて政令で定める日） | 三 第二条 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方にについて必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 |
| （施行前の準備） | （施行前の準備） |
| 第三十七条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するため必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十一項の規定による新自立支援法第五十一条の二十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。 | 第三十七条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するため必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十一項の規定による新自立支援法第五十一条の二十七第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手續、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。 |
| （罰則の適用に関する経過措置） | （罰則の適用に関する経過措置） |
| 第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお罰則の適用に関する経過措置） | 第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお罰則の適用に関する経過措置） |

| | |
|--|--|
| （施行期日） | （施行期日） |
| 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。 | 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。 |
| 附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄 | 附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。 | 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。 |

| | |
|--|--|
| （施行期日） | （施行期日） |
| 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。 | 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。 |
| 附 則（平成二三年五月二十五日法律第五七三号）抄 | 附 則（平成二三年五月二十五日法律第五七三号）抄 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| 第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。 | 第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。 |

| | |
|--|--|
| （施行期日） | （施行期日） |
| 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。 | 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。 |
| 附 則（平成二三年五月二十五日法律第五七三号）抄 | 附 則（平成二三年五月二十五日法律第五七三号）抄 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。 |

する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百二十三条

2 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五(新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。)、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第三十六条(新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。)の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十三年二月一四日法律第二二二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して「一月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定

附 則（平成二十四年六月二七日法律第五一号）抄

第一條 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十条及び第二十八条の規定 公布の日
二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第

十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日
(政令への委任)

第十一条 附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年九月五日法律第七二号) 拝
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第一百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第九条の改正規定、第一百九条の二を削る改正規定、第一百十条、第一百十二条、第一百二十七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十一条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十二条第一項、第二百九十三条の二第四項、第二百九十四条、第二百九十五条の四第四項、第二百九十九条の六、第二百九十二条第一項の八第二項、第二百九十三条及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年一月二六日法律第一〇二号) 拝
(施行期日)

第二十四条項を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)並びに同法附則第二条及び第三十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第四号ロの改正規定(居宅サービスの下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

一項並びに附則第六条から第九条まで、第十一条第五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定（公布の日）

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第六条、第十七条、第十九条、第二十二条から第二十五条まで、第三十三条から第四十条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定（平成二十八年四月一日（罰則に關する経過措置））

三 第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条における規定に同じ）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

四 第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月三日法律第六五号）抄
(施行期日)

第一 条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月一日法律第四五二号）
(施行期日)

第一 条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一百三条の二、第一百三条の三及び第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月一日法律第五二号）抄
(施行期日)

第一 条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条规定及び第四十七条から四十九条までの規定（公布の日）

第二条 政府は、前項に定める事項のほか、この法律による施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)
第三十六条 前条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行なうことができる。
(罰則の適用に関する経過措置)
第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）
第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（平成三十一年六月八日法律第四四二号）抄
（施行期日）

第五条第二項、第八十五条の一及び第八十六条
第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の
項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉
事務所を設置する町村の項の改正規定並びに
次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和

第四条 (費用の徴収に関する経過措置)
第三条改正後生活保護法第七十一条の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護に要する費用に係る徴収金の徴収について適用する。

によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地

四 第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハの改正規定並びに同法附則に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（社会福祉法第一百六条の三第一項第三号の改正規定を除く。）並びに附則第五条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十九条から第二十二条までの規定 平成三十二年四月一日
五 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成三十三年一月一日

（進学準備給付金の支給に関する特例）

（第二条 第三条の規定による改正後の生活保護法（次条及び附則第四条において「第三条改正後生活保護法」という。）第五十五条の五の規定は、平成三十一年一月一日から適用する。
（保護の実施機関についての特例に係る経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に居宅介護（生活保護法第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいいう。以下この条において同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいいう。）に限る。）を居宅介護を行う者に委託し、又は介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいいう。以下この条において同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同法第十五条の二第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいいう。）に限る。）を介護予防を行なう者に委託して行っている場合においては、これらの介護扶助を受けている者については、第三条改正後生活保護法第十九条第三項の規定は適用しない。

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三十一年七月六日法律第七一）
（施行期日）
号抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（（平成十年法律第四十六号）の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定、公布の日（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例

| | |
|--|---|
| （政令への委任） | 第六条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置号の項の改正規定に限る。及び第十四条の規定 令和二年十月一日 |
| （施行期日） | 附 則 （令和二年六月一二日法律第五一 号）抄 |
| 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 | （施行期日） |
| 一 第三条 中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその效力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十六条（見出しを含む。）の改正規定、第六条の規定及び第八条の規定並びに附則第六条の規定附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条、第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日 | （施行期日） |
| 附 則 （令和三年六月一二日法律第六十六 号）抄 | （施行期日） |

則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定
二から五まで 略

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対する対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五十五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第一百五十三条の十第一項及び第一百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十五条の二第二項及び第一百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第一百十三条の三第二項及び第一百十三条の四の改正規定、第八条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第一百十四条の二第二項及び第一百十四条の三の改正規定、附則第十五条规定中地方公務員等共済組合法第一百四十五条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第八条の規定による改正後の生活保護法第八十条の四第一項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののかかること、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 **（施行期日）** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月二二日法律第七六号）抄

1 **（施行期日）** この法律は、刑罰等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月二二日法律第七六号）抄

1 **（施行期日）** この法律は、刑罰等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月二二日法律第七六号）抄

1 **（施行期日）** この法律は、内閣府設置法第七三号の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七三号の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

附 則（令和四年六月二二日法律第七七号）抄

1 **（施行期日）** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（处分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前とのそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののかかること、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

（第三十二条の規定による経過措置）

第三十三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七三号の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

（第九条の規定による経過措置）

第五条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののかかること、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（附則（令和四年六月二二日法律第七七号）抄）

1 **（施行期日）** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法自次の改正規定（進学準備給付金）を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条第一章、第五十七条から第五十九条まで、第六四条、第六十五条第一項、第六十六条规定の各号に定める日から施行する。

二 附則第十一条の規定（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）抄）

（第一条の規定による経過措置）

第六条 附則第二条の規定による経過措置（この法律の施行前にこの法律による改正前とのそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。）

（第一条の規定による経過措置）

第七条 附則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

1 **（施行期日）** この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一條中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月

附 則（令和五年五月一九日法律第三二号）抄

1 **（施行期日）** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第二百五十五条の四第二項の改正規定、第二条中船員保険法第二百五十三条の十二項の改正規定、第四条中国民健康保険法第二百三十三条の三第二項の改正規定、第六十条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百六十五条の二第二項の改正規定及び第十四条の規定並びに附則第十九条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

（改訂） 第四十七条の三第二項の改正規定、附則第二十条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百四十四条の二第二項の規定、附則第二十一条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）

（改訂） 第百四十四条の三第三項の改正規定、附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）

（改訂） 第百二十四条（第二号に係る部分に限る。）

三十一日」に改める部分に限る。)並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

別表第一(第二十九条関係)

</

| 共済組合 | 方公務員 | 十市町 | 村長又は高齢者の医療の確保に関する法律第48条に規定する後期高齢者医療広域連合 | 次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの |
|---------|-----------|---|---|--|
| 崎市長 | 事道府県知都 | 十二生労働大臣又は都道府県知 | 十一厚生労働大臣又は都道府県知 | 一国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による傷病手当金の支給又は健康教育、健康管理及び健康診査並びに健康相談及び疾病的予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のため必要な事業の実施に関する情報 |
| 十三道府県知都 | 事島市長若しくは長 | 十二公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの | 二労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報 | 二高齢者の医療の確保のための被保険者の健康についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報 |
| 十四市町 | 事島市長若しくは長 | 十二公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの | 三特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病的予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のため必要な事業の実施に関する情報 | 三特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病的予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のため必要な事業の実施に関する情報 |

| 十四 総務大臣 | 次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの |
|---|---|
| 十五 その他政令で定める者 | 一 國會議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の國會議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する情報 |
| 備考 | 二 執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報 |
| 生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。 | その他の政令で定める事項に関する情報 |
| 六の項下欄(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び七の項下欄(第三号に係る部分に限る。)及び八の項下欄(第五号に係る部分に限る。)、九の項下欄(第三号に係る部分に限る。)及び十四の項下欄の厚生労働省令に限る。)及び三の項下欄(第四号に係る部分に限る。)の厚生労働省令 内閣総理大臣 | 三 三の項下欄(第四号に係る部分に限る。)及び九の項下欄(第二号に係る部分に限る。)の厚生労働省令 財務大臣 |
| 四の項下欄の厚生労働省令 | 四 四の項下欄の厚生労働省令 國土交通大臣 |
| 五の項下欄、八の項下欄(第三号に係る部分に限る。)及び九の項下欄(第二号に係る部分に限る。)の厚生労働省令 文部科学大臣 | 六 八の項下欄(第一号に係る部分に限る。)及び九の項下欄(第一号に係る部分に限る。)の厚生労働省令 環境大臣 |
| 七 十二の項下欄の厚生労働省令 | |

別表第一（第五十四条の一関係）

介護保険
司法第七十五条

| | |
|--|---|
| 介護保 法第七十 八条の十 二において 読み替 えて準用 する同法 第七十一 条第一項 の規定に より同法 第四十二 条の第二 項本文 の指定が あつたも のとみな された地 域密着型 サービス に係る同 項本文の 規定によ る同法第 二十二条 項に規定 する地域 密着型介 護老人福 祉施設に 係る指定 及び同法 第二項に 規定する 開始時有 効指定を 除く。) | 定による指定地 域密着型サービ スの事業の廃止 があつたとき、 斯の事業の廃止 があつたとき、 文の指定の取消 しがあつたとき、 る同法第七十 八条の十二にお いて読み替えて 准用する同法第 二十二条の二第 一項本文の指 定により同法 第四十二条の二 項本文の指 定の効力が失 われたとき。 |
| 四同じの条七 同十法よ規の十法 二第る定十八第 | 。たが の停止 は一部 の効力 は一部 に規定 する。同 法第十七 条の二第 一項本文 の指定が あつたと き、本文の 指定の取 消しがあ つたとき、 る同法第 二十二条 の二第一項 本文の指 定により 同法第四 十二条の二 項本文の指 定の効力 が失われ たとき。 |

別表第三（第八十四条の五関係）

| 都道府県 | 都道府県 | 市市 | 市市 |
|---|--|---|---|
| 第十九条第一項から第五項まで、第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十一条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十五条の五第一項、第五十五条の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十条第一項、第七十七条第二項、第七十一条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条 | 第十九条第一項から第五項まで、第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで | 第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第一項から第三項まで並びに第七十条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで | 第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第一項から第三項まで並びに第七十条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで |

| 市市 | 市市 |
|-------------|-------------|
| 村町いなし置設務事祉福 | 村町いなし置設務事祉福 |